

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日発行)

目次

- ◇告 示 保安林の解除予定
昭和四十年八月臨時県議会で議決された昭和四十年年度鳥取県一般会計補正予算等
健康保険法による保険医の登録
健康保険法による保険医療機関の指定
道路の位置の指定
- ◇告 示 農業改良普及員資格試験及び生活普及員資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四―四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由

売店併用住宅建設のため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十七号

昭和四十年八月臨時県議会で八月二十日議決された昭和四十年年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和四十年七月二十三日専決の昭和四十年年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和40年度鳥取県一般会計補正予算

昭和40年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191,896千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を21,342,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	歳出	款	項	補正前の額			補正額			計		
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6	国庫支出金			7,036,890	75,686	7,112,576	3,060,771	45,437	3,106,208			
		1	国庫負担金									
		2	国庫補助金	3,777,873	30,249	3,808,122						
8	寄附金			131,242	6,833	138,075						
		1	寄附金	131,242	6,833	138,075						
10	繰入金			85,015	38,938	123,953						
		1	繰入金	85,015	38,938	123,953						
11	諸収入			1,419,484	439	1,419,923						
		7	雑入	56,148	439	56,587						
12	負債			825,000	70,000	895,000						
		1	負債	825,000	70,000	895,000						
	入		合計	21,150,998	191,896	21,342,894						
3	民生費			1,144,434	10,350	1,154,784						
		2	児童福祉費	360,876	10,150	371,026						
		4	災害救助費	2,488	200	2,688						
6	農林水産業費			3,124,369	79,092	3,203,461						
		2	畜産業費	276,277	10,682	286,959						
		4	林業費	743,746	16,410	760,156						

第2表 地方債補正

起債の 目的	補正前 限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	補正後		
					補正後 限度額 千円	起債の方法	利率
建設災害復 旧費	65,000		%	80,000		%	
土木施設災 害復旧費	30,000			45,000			
水産試験場 費	0			40,000			
計	875,000			945,000			

補正前の利率は、起債の方法による。補正後の利率は、起債の方法による。補正後の償還の方法は、起債の方法による。補正後の償還の方法は、起債の方法による。

水産業費 139,653 52,000 191,653

11 災害復旧費 454,290 102,454 556,744

1 農林水産施設災
害復旧費 160,775 25,310 186,085

2 土木施設災害復
旧費 292,515 72,818 366,333

3 教育施設災害復
旧費 0 4,326 4,326

合計 21,150,998 191,896 21,342,894

昭和40年度鳥取県一般会計補正予算 (昭和40年7月23日専決)

昭和40年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,150,998千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		千円	千円	千円
	1 繰越金	69,082	15,935	85,015
歳入	合計	21,135,065	15,935	21,150,998

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		千円	千円	千円
	1 農業費	3,108,436	15,935	3,124,369
歳出	合計	21,135,065	15,935	21,150,998

名称	所在地	診療科
鳥医院末恒出張診療所	鳥取市伏野	外科、内科、呼吸器科
米増病院	倉吉市宮川町	外科、整形外科、胃腸科、放射線科
天野医院	東伯郡大栄町	内科、小児科、外科、産婦人科

鳥取県告示第四百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

伊野 正治 松江市朝日町四八七 鳥医一、一四二 昭和四十年八月十三日

鳥取県告示第四百三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
鳥	重夫	昭和四十年八月十四日	乙表点数表
米増	保	八月一日	甲表点数表
天野	守		乙表点数表

森 歯科診療所	鳥取市元鑄物師町	歯科
松本 歯科医院	東伯郡三朝町	〃
谷口 〃	〃 羽合町	〃
樋口 〃	〃	〃
東浜診療所	岩美郡岩美町	内科

鳥取県告示第四百四十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年八月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市田島一九四番 三	鳥取市湖山町字小山ヶ前	幅員 四メートル
藤原 喜作	〃	延長 一五八・一メートル
〃	〃	〃
〃	〃	〃

鳥取県告示第四百四十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年八月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

森 亮輔	〃	歯科点数表
松本喜久枝	〃	〃
谷口 昌久	〃	八月六日
樋口 享	〃	八月一日
井本 徳治	〃	八月十一日 乙表点数表

申請人の住所及び氏名

鳥取県大田市大田町 山下 幸雄	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
〃	鳥取市布勢字梳谷口	幅員 四メートル
〃	〃	延長 一一五・一メートル
〃	〃	〃

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次の要領により実施する。

昭和40年9月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和40年度農業及び生活改良普及員資格試験実施要領

- 試験期日
昭和40年11月10日から11月12日まで
毎日午前9時から午後4時30分まで
- 試験場所
鳥取市吉成 鳥取県農業試験場
- 受験出願書類受付期限

昭和40年10月5日まで（昭和40年10月5日の消印あるものは有効とする。）

4 受験出願書類提出先
鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部農政企画課（封筒に「受験願書在中」と朱書すること。）

5 試験方法

試験は、口述試験及び筆記試験とし、口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について、筆記試験は、8（受験資格）の(1)又は(5)に該当する者にあつては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項のうち、8（受験資格）の(2)から(4)に該当する者にあつては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての一般的技術及び知識に関する事項のうち、それぞれ次の表の左欄に掲げる区分にしたがい、同表の中欄に掲げる必須項目及び右欄に対応する同表の右欄に掲げる選択項目について行なう。

区	分	必須項目	選択項目
8（受験資格）(1)又は(5)に該当する者 (選択項目は1項目)	農業改良普及員資格試験	教育方法 農業経営	作物 園芸 植物病理 昆虫 養蚕 衛生 家畜種及び家畜繁殖 家畜肥 土壌肥料学

8（受験資格）の(2)から(4)に該当する者 (選択項目は4項目)	農業改良普及員資格試験	生活改良普及員資格試験	教育方法 一般	農業	製造利 良機
		教育方法 原論	農業 一般	農業 經營（農業簿記評価を含む）	製水改 良機
8（受験資格）の(2)から(4)に該当する者 (選択項目は4項目)	農業改良普及員資格試験	生活改良普及員資格試験	被食住 家庭管 理	農業	製水改 良機
		教育方法 原論	被食住 家庭管 理	農業	製水改 良機

作物
産料
衛生
害虫
肥料
害畜
衛生
飼料
作物
及
び
草
地
改良
機
具

生活改良普及員 資格試験	教育方法 家政学原論	被食住 家庭管理 児童 物理化学 保健衛生	農畜産加工 農業業簿士 農業者 農務員 農務員
-----------------	---------------	-----------------------------------	-------------------------------------

6 出願書類

- (1) 受験願書（別記様式第1号）
- (2) 履歴書（別記様式第2号）
- (3) 写真（最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名刺判で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）
- (4) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書（修得単位又は修得単の見込数を証明する学校長の証明書を添付すること。）
- (5) 受験有資格者であることを証明する書類（別記様式第3号）
- (6) 身体検査書（県立保健所の長又は官立病院の長の証明を受けたものでなければならぬ。）

7 受験手数料

- (1) 受験願書は5000円の鳥取県収入証紙を貼付すること（証紙に消印をしないこと。）ただし、県外の受験希望者は、現金を現金書留で送付してもよい。
- (2) 既に納めた手数料は還付しない。

8 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第109条に規定する大学を除く。）において農業（生活改良普及員資格試験にあつては家政。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち試験実施日から起算して1年以内に卒業見込みの者又は旧大学令（大正7年勅令第88号）による大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業したもの。
- (2) 学校教育法第109条に規定する大学、都道府県立農業講習所、財団法人農民教育協会経理学園若しくは学校法人自由学園最髙学部第2部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、園芸試験場及び茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年農林省告示第1360号）による研修課程を修了した者若しくはこれらの課程を修める者のうち試験実施日から起算して1年以内に卒業若しくは修了する見込みの者、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による女子高等師範学校若しくは青年師範学校、旧財団法人農民教育協会高等農事講習所、旧全国農業会高等農事講習所若しくは旧学校法人自由学園高等科において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、旧実業専門学校卒業程度検定規定（昭和16年文部省令第54号）若しくは専門学校卒業程度

検定規程（昭和18年文部省令第46号）により農業に関する学科目の検定に合格した者、旧実業学校教員検定ニ關スル規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により農業に関する学科目の検定に合格した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和34年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関（(1)及び(2)に規定するものを除く。）において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は定校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導

(4) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧師範教育令による師範学校、師範教育令改正の件（昭和18年勅令第109号）施行以前の師範教育令（明治30年勅令第346号）による師範学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校、旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校若しくは旧

学校法人自由学園普通科を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

(5) 学校教育法による大学（同法第109条に規定する大学を除く。）を卒業した者又は試験実施期日から起算して1年以内に卒業見込の者で、次の表の左欄に掲げるすべての専門科目につき、それぞれ右欄に掲げる単位数以上の単位数を修得したものは(1)の家政に関する見込のあるものは(1)の家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込のある者とみなす。

専 門 科 目	単 位 数
1 家政学原論	2
2 被服学, 衣料学	4
3 食品学, 栄養学	6
4 住居学	4
5 家庭管理学, 家庭経済学, 家族関係	4
6 育児学, 家庭看護学, 衛生学	2
7 調理実習, 食品加工	6
8 被服実習	4

備考 左欄1から8までは、専門科目群とし、1専門科目群のうちから専門科目1又は2以上にわたって右欄の単位数以上の単位数を修得するものとす。

00621

(6) その他

ア 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

イ 外国にある学校（(6)のアの学校を除く。）を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

ウ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれと相当すると認めた日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

9 合格者の発表

試験実施後1月以内に試験合格者の氏名を県公報により公表するとともに合格者に通知し合格証書を交付する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があつた場合は試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細は、鳥取県農林部農政企画課に照会すること。
(郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。)

別記様式第1号 (日本工業規格 B 5)

受 験 願 書

5000円の
鳥取県収入
証紙を貼付
(消印した
い)のこと。

農業 (生活) 改良普及員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 石破二郎 殿

記

ふりがな	氏名	年	月	日	生	性	別
本 籍							
現 住 所							
必 須 項 目							
選 択 項 目							

別記様式第2号 (日本工業規格 B 5)

履 歴 書

ふりがな	氏名	年	月	日	生	性	別
本 籍							
現 住 所							
学 歴							
年 月 日							

年	月	日	職 歴
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	賞 罰
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	賞 罰
年	月	日	賞 罰

上記のとおり相違ありません。
年 月 日

氏 名

別記様式第3号 (日本工業規格B5)

受 験 資 格 証 明 書

職 名
氏 名

年 月 日生

- 1 普及指導に従事した期間及び勤務場所
 - 2 試験研究に従事した期間及び勤務場所
 - 3 教育に従事した期間及び勤務場所
- 上記に相違ないことを証明する。

所 属 長 職 名
氏 名

